

令和 4 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 3 回 臨時 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 開 会

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録目次

12月19日

○議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○出欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○説明のために出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
会 議		
○開会・開議	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○日程第 1	会議録署名議員の指名	5
○日程第 2	会期の決定	5
○日程第 3	管理者提案理由の説明	5
○日程第 4	議案第10号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について	7
○日程第 5	議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	11
○日程第 6	議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合斎場条例の一部を改正する条例制定について	14
○日程第 7	議案第13号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例及び御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
○日程第 8	議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
○日程第 9	議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
○日程第10	議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	17
○日程第11	議案第17号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	24
○日程第12	議案第18号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	24
○閉 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	27



令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録

令和4年12月19日（月曜日）

○議事日程

令和4年12月19日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 管理者提案理由の説明
- 日程第 4 議案第10号 令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合斎場条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第13号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例及び御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第11 議案第17号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第18号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 中島宏明君	2番 川上秀範君
3番 黒澤佳壽子君	5番 高橋利典君
6番 小林千江子君	7番 室伏勉君
8番 神野義孝君	11番 勝間田博文君

12番 鈴木 豊 君

14番 渡辺 悦郎 君

○欠席議員（1名）

10番 藺田 豊造 君

○説明のため出席した者

管 理 者

副 管 理 者

副 管 理 者

会 計 管 理 者

事 務 局 長

消 防 長

庶 務 課 長

資 源 循 環 課 長

衛 生 セ ン タ ー 所 長

管 理 課 長

予 防 課 長

警 防 課 長

通 信 指 令 課 長

御 殿 場 消 防 署 長

小 山 消 防 署 長

御 殿 場 市 企 画 部 長

御 殿 場 市 総 務 部 長

御 殿 場 市 環 境 部 長

小 山 町 副 町 長

小 山 町 企 画 総 務 部 長

小 山 町 住 民 福 祉 部 長

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐

庶務課総務スタッフ主幹

庶務課総務スタッフ副主幹

13番 菅 沼 芳 徳 君

勝 又 正 美 君

池 谷 晴 一 君

富 尾 信 司 君

勝間田 守 正 君

鎌 野 武 君

勝間田 誠 司 君

佐 藤 正 博 君

佐 藤 修 一 君

三 輪 徹 君

外 山 貴 彦 君

芹 澤 良 信 君

勝間田 秀 明 君

野 木 幹 雅 君

小 澤 進 君

込 山 眞 治 君

沓 間 信 幸 君

田 代 学 君

中 嶋 正 樹 君

大 森 康 弘 君

小 野 一 彦 君

長 田 忠 典 君

岩 瀬 貴 雅

佐 藤 麻 子

細 谷 志 野

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

この際、諸般の報告をいたします。

10番、菌田豊造議員より所用のため、本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので、御報告いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において12番 鈴木 豊議員、14番 渡辺悦郎議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和4年第3回臨時会の会期は、本日12月19日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、第3回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第10号から議案第18号までについて、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案8件でございます。

以下、御説明申し上げます。

それでは、議案第10号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は、5,300万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億8,900万円とするものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、9月補正予算編成後の事情変化によるものでございます。

歳出の主なものは、人事異動などを理由とした人件費の増減や、電気料金の値上げに伴う斎場費・し尿処理費の施設管理費の増額、また富士岡分署建設事業に伴う委託料の追加などでございます。

歳入の主なものは、歳出の補正に伴う市町負担金の増額及び指定ごみ袋に係る廃棄物処理手数料の増額でございます。

次に、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、現行の「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に関して必要な事項を定める「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものでございます。

次に、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合斎場条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、管内使用者の優先とサービス向上に必要な財源の確保、及び近隣斎場施設の管外使用料との均衡を図るため、管外使用料の一部について見直しを行うとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例及び御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、組合議会の議員及び管理者等に対する報酬の支給について、日割り計算で報酬を支給できるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合職

員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第16号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は関連があるため一括して御説明申し上げます。

本3案は、定年引上げ等を内容とした地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、当組合において改正が必要となる関係条例の規定整備を行うものでございます。

次に、議案第17号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第18号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は関連があるため一括して御説明申し上げます。

本2案は、令和4年人事院勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため所要の改正を行うとともに、職員に合わせて、非常勤職員である会計年度任用職員についても、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第4 議案第10号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第10号につきまして御説明いたします。

資料1 補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,300万円を追加し、予算の総額を33億8,900万円とすることを定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明させていただきますが、人件費の補正につきましては、本年4月の職員人事異動による増減及び人事院勧告による給与改定等によるもので、補正予算書の28ページから30ページにかけて補正給与費明細書に取りまとめましたので、詳細説明は省略させていただきます。

それでは、予算書20ページ、21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1は、人件費分の増額です。

2は、説明欄に記載の2つの基金に係る、元金利子額の確定による計上です。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 斎場費の説明欄 1 の①は、原油や化石燃料の価格高騰により、光熱水費及び燃料費に不足を生じるため増額するものです。

②は、コロナ禍による時間外業務の増により、委託料を増額するものです。

2 は、令和 5 年度からの斎場の使用料金の改定に伴う、新様式の各種許可申請書の印刷に係る経費を増額するものです。

2 項 1 目 塵芥処理費の説明欄 1 は、人件費分の減額です。

2 は、物価変動に影響を受けるサービス購入料の減に伴い、委託料を減額するものです。

3 は、小型家電処理業務委託における入札による委託料の減に伴い減額するものです。

4 は、原材料費や輸送費の高騰により、手数料及び委託料に不足を生じるため増額するものです。

2 目し尿処理費の説明欄 1 は、人件費分の減額です。

2 は、原油や化石燃料の価格高騰により、光熱水費に不足を生じるため増額するものです。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 常備消防費の説明欄 1 は、人事院勧告による給与改定等による増額及び新型コロナウイルス感染症患者等の搬送の増加に伴い不足する防疫作業手当を増額するものです。

2 は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県との協定に基づく感染症患者等の移送件数の増加により、患者搬送時に必要な消耗品の消費が増え、消耗品費に不足を生じるため増額するものです。

3 は、8 月に静岡市で発生した、雑居ビル火災時の消防職員の殉職事故を受け、事故防止の徹底を図るための訓練を重ねたことによる警防用消耗品の消費の増加、及び新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者となった職員の早期職場復帰を図るための検査キット購入により、消耗品費に不足を生じるための増額です。

3 目 富士岡分署建設事業費は新規事業です。

説明欄 1 は、富士岡分署建設用地の確保に伴う調査に係る委託料を計上するものです。  
次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 予備費は、計数調整です。

次に、歳入について御説明いたしますので、ページを戻っていただき、14 ページ、15 ページをお開きください。

2 款 2 項 2 目 衛生手数料は、指定ごみ袋販売数の増加により増額するものです。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目利子及び配当金は、説明欄に記載の基金の利子額確定により増額するものです。

再度ページを戻っていただき、12ページ、13ページをお願いいたします。

ここまで説明させていただきました歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金につきましては、5,115万3,000円の増額となり、内訳は、御殿場市が3,919万7,000円、小山町が1,195万6,000円の増額となります。

以上で、議案第10号、令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計第2号補正予算についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員。

○3番（黒澤佳壽子君）

歳出です。22ページ、23ページの3款衛生費、1項1目斎場費、説明1、施設管理費の①電気・燃料費等経費257万円増と、2項清掃費、2目のし尿処理費、説明2の施設管理費、①電気料2,286万円増、このそれぞれの増額補正の背景について、また今後の見通しについてお尋ねいたします。

同じページです。2項1目塵芥処理費、説明2、①焼却センター管理運営費1,100万円減額、説明3の①再資源化センター運営費・資源循環費765万円の減額です。それぞれの減額補正の背景についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（菅沼芳徳君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

私からは1問目、3款1項1目斎場費の電気・燃料費等経費についてお答えいたします。

初めに、増額補正の背景ですが、補正額の内訳は電気料106万7,000円と火葬炉用灯油150万9,000円でございます。

電気料につきましては、世界的な燃料価格の高騰を受け、電気料金算出の要素となっている燃料費調整単価の上昇や、割引制度が終了するなど価格の上昇に対応するものでございます。また、火葬件数の増により待合室の利用が増えたこと、コロナ禍により換気をしながら空調を使用したことなどにより使用量も増加しております。

火葬炉用灯油につきましては、市場の影響による単価の上昇に加え、火葬件数の増に

より使用量も増加しております。火葬件数は11月末現在で前年度に比べ約70件、平成30年度に比べ約160件増加しております。

今後の見通しについてですが、高齢化が進むことに伴い火葬件数が増加し、これに伴い電気料や火葬炉用灯油の使用量は増えていくものと見込んでおります。料金単価につきましては市場の影響を受けるため予測が困難ですが、動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（菅沼芳徳君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

それでは、3款2項2目10節需用費の光熱水費についてお答えいたします。

初めに増額補正の背景ですが、当センターのように大規模に電力を使用する施設は、電力会社が燃料調達コストのリスクに応じて加算する「燃料費調整額」が増加すると電気料金の大幅な増額につながります。

具体的に申しますと4月時点では「燃料調整額」が使用電気量1時間当たり1キロワットの単価が2円20銭、月額にしますと46万円余であったものが、直近で確定しております1月分の請求ではそれぞれ12円54銭、261万円余になっております。

次に、今後の見通しですが、燃料調達コストが今後どのように推移するのかを予想することは極めて難しい中、燃料調整額は増加傾向が続いております。さらに、新年度から新たに賦課されることとなる市場価格調整額につきましては、現段階において、規模等の情報は入っておりません。引き続き関係機関との連絡を密にし、対応していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（菅沼芳徳君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、私からは2項1目塵芥処理費の減額補正について説明いたします。

まず、焼却センター管理運営費でございますが、ごみ焼却施設運営管理業務委託料の料金及び、資源化・運搬委託料分の単価算定に使用する物価指数が、当初予算編成時に想定していた指数より下落したため、その分委託料は減額となり、補正いたしました。

次に、再資源化センター運営費・資源循環費の減額についてでございますが、小型家電処理業務委託料につきましては、認定事業者への再生処理委託をしておりますが、小型家電より再生される資源物の市場価格の上昇により業者利益分が増となり、入札価格が低額となったため入札差金が生じたことにより減額補正をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(菅沼芳徳君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより、議案第10号「令和4年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅沼芳徳君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(菅沼芳徳君)

日程第5 議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました、議案第11号につきまして御説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、「御殿場市・小山町広域行

政組合個人情報保護条例」を廃止し、改正法の施行に関し必要な事項を定める、「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものです。

それでは、概要につきまして御説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

1の条例制定の背景ですが、図にございますように、現行の個人情報の取扱い等につきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、各地方公共団体等では、それぞれ違う法律、条例に従い、個人情報を管理してきました。

しかし、「個人情報の保護」と「データの利活用」を両立、強化を図るため、様々であった法令等を統一し、所管を個人情報保護委員会に一元化するよう、「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。

これにより、令和5年4月からは、当組合でも改正法が直接適用されるため、法と同一の趣旨である、現行の「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に関し、法により求められる事項を定める、「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものです。

2ページに移りまして、2の条例の概要ですが、(1)法の施行に関して条例で定める必要がある事項として、開示請求に係る手数料を定めます。

手数料につきましては、これまでと同様に無料とし、写しの交付及び送付に要する実費を請求者の負担といたします。

(2)附則において廃止、改正する条例につきましては2件あり、御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例は廃止し、御殿場市・小山町広域行政組合行政不服審査会条例は一部改正いたします。

次に、個人情報保護法の適用により、現在と取扱いが変更となる点は、3に示す2点となります。

1点目は、保有個人情報の開示請求から開示の決定等までの期間です。

現行では開示請求から開示決定等までを15日間、延長できる期間を最大で45日間としておりますが、今後は、開示請求から開示決定等までが30日間、延長できる期間が最大で30日間、合計60日間となります。

2点目は、組合が保有する個人情報について、現在、「個人情報取扱事務登録簿」により管理、公表しておりますが、これが、法が定める「個人情報ファイル簿」に変更となる点です。

それでは、資料1にお戻りいただき、議案書の1ページをお願いいたします。

本条例の条文について御説明いたします。

第1条では趣旨を、第2条では定義を定めております。

第3条では、開示請求手数料は無料とし、写しの交付及び送付に要する費用は負担し

ていただく旨を定めております。

次のページをお願いいたします。

第4条では、条例の施行に関し必要な事項を規則で定める委任規定を定めております。

附則第1条では、条例の施行日を令和5年4月1日とし、附則第2条では旧条例の廃止、附則第3条は廃止に伴う経過措置について定めております。

附則第4条では、行政不服審査会条例について、今回の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を改正いたします。

こちらにつきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料2 議案資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

第1条は、趣旨内の文言整理、第2条では、所掌事務を事項別に定めております。

第9条では、公文書及び保有個人情報の非開示決定に係る審査会の調査権限について、審査に必要であれば、審査会内に限り、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる旨を定めております。いわゆる「インカメラ審理」と呼ばれるものであり、審査会委員のみが、必要な場合に審査の対象となっている文書を実際に見て判断を行うことができる旨を規定しています。

5ページ、6ページをお願いいたします。

第10条は、第9条の調査審議について、条例の規定以外の事項は行政不服審査法を準用する規定となります。

第11条及び第12条は条ずれの改正となります。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第6 議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合斎場条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第12号につきまして御説明いたします。

資料1 議案書の5ページをお開きください。

本案は、斎場使用料における、管外使用者の料金を見直すため、所要の改正を行うものです。

それでは、概要につきまして御説明いたしますので、資料2 議案資料の8ページをお開きください。

1の改正の趣旨ですが、当組合では、斎場使用料を昭和55年3月に定めて以来、「胞衣、人体の一部又は改葬に係るもの」の使用料以外、改定せずに現在に至っております。

近年の火葬件数の増加や今後さらなる増加が見込まれる中、管内使用者への安定したサービス提供に係る財源確保や、近隣施設との均衡を図るため、使用料を見直すものです。

2の変更後の使用料につきましては、表にありますように、管外の者の火葬炉使用料を、12歳以上の者は、3万円から5万円に、12歳未満の者は、2万5,000円から3万円に、動物炉使用料は、2万円から3万円に、告別式場使用料は、3万円から5万円に、霊安室使用料は、1万円から2万円にそれぞれ見直しを行うものです。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日からとします。

それでは、改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、議案資料の9ページ、10ページをお願いいたします。

別表第1の全部を改正するとともに、注釈において「管内の者」の範囲を規定するものです。

附則につきましては、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合斎場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第7 議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例及び御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第13号につきまして御説明いたします。

資料1 議案書の7ページをお開きください。

本案は、現在、組合議員の報酬の支給につきましては、月の途中で任期満了、辞職、失職及び死亡等でその職を辞した場合でも、月額を満額支給しておりますが、月の途中で異動があった場合は、日割り計算で報酬を支給するよう所要の改正を行うものです。

併せて、管理者等の報酬の支給につきましても、同様に日割り計算で支給するよう改正を行うものです。

それでは、改正内容の概要につきまして御説明いたしますので、資料2 議案資料の12ページをお開きください。

1の現行につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の報酬条例の改正につきましては、それぞれ報酬の支給を規定する第3条に、日割り計算に係る規定として1項を追加するものです。

また、日額計算時に生じる端数は切り捨てるものとし、施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表で御説明いたしますので、議案資料の13ページ、14ページをお願いいたします。

初めに、第1条関係の御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例の改正内容につきましては、議員報酬の支給について規定する第3条に、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、報酬の額を日割り計算する旨の規定を追加するものです。

次に、第2条関係の御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の改正内容につきましては、第1条と同様に報酬の支給について規定する第3条に、報酬の額を日割り計算する旨の規定を追加するものです。

附則につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものとしております。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(菅沼芳徳君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(菅沼芳徳君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(菅沼芳徳君)

これより、議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員に対する議員報酬の支給及び費用弁償条例及び御殿場市・小山町広域行政組合管理者等に対する報酬の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅沼芳徳君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(菅沼芳徳君)

日程第8 議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から日程第10 議案第16号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」までについては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました、議案第14号、第15号、第16号の3議案につきまし

て、一括して御説明いたします。

資料1 議案書の9ページから20ページまでが議案第14号、21ページから24ページまでが議案第15号、25ページから31ページまでが議案第16号となっております。

本3案は、令和5年4月1日から施行される、地方公務員法の一部を改正する法律により、定年引上げに伴い各種制度が創設されることを受け、関係する条例について所要の改正を行うものです。

それでは、定年引上げの概要について御説明いたしますので、資料2 議案資料の15ページをお願いいたします。

1の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の主な改正内容は、(1)から(6)までに記載した事項のとおりで、(1)国家公務員の定年が令和5年4月1日から段階的に引き上げられることに伴い、地方公共団体の定年も段階的に引き上げる。

(2)60歳に達した職員は、原則として管理職から外す「役職定年制」を導入する。

(3)定年前再任用短時間勤務制を導入し、定年の段階的引上げ期間中は、現行の再任用制度と同様の仕組みである「暫定再任用制度」を導入する。

(4)これらの制度を職員に情報提供し、61歳以降の勤務の意思確認に努める。

(5)60歳を超える職員の給料月額を60歳時の7割水準とする。

(6)退職手当の算定方法については特例を設ける。

となります。

3のこれら各種制度の施行期日は、令和5年4月1日から適用される、というものでございます。

4の定年引上げにつきましては、国家公務員と同様、任期の定めのない一般職員の定年を、令和5年度退職者から2年に1歳ずつ、現行の60歳から段階的に引き上げ、令和13年度に制度完成となる65歳とします。

新制度による定年年齢は、16ページの表に記載のとおりとなります。

次に、5の各制度の概要につきましては、(1)の管理監督職勤務上限年齢制・役職定年制では、①の役職定年となる管理監督職の範囲は、課長補佐級、職務の級が6級以上の職員とし、管理監督職勤務上限年齢、役職定年となる年齢を、原則60歳とします。

②の特例任用については、国と同様に役職定年の特例を設けます。

③の役職定年後の職ですが、60歳に到達した年度の翌年度以降は、管理監督職から降格となりますが、その際の職は、非管理職における最上位の職である副参事級(5級)の非統括職とします。なお、管理監督職以外の職員は役職定年の対象外でありますので、引き続き、同じ職位にとどまることとなります。

(2) の定年前再任用短時間勤務制につきましては、給与格付けは、現行の再任用短時間勤務職員と同様の2級（副主任級）とし、勤務時間や給与の仕組み等も、現行の再任用短時間勤務制度と同様とします。

17ページをお願いいたします。

(3) の暫定再任用制につきましては、現行の再任用制度は、令和5年4月1日から暫定再任用制度へ移行することになります。したがって、本年度、再任用職員として勤務している職員は、次年度は暫定再任用職員となります。

このことから、暫定再任用制度の勤務時間や給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様となります。

なお、暫定再任用制度は、定年引上げ制度の完成年度である令和13年度をもって廃止となります。

次に、6の情報提供・意思確認制度につきましては、職員が60歳に到達する年度の前年度に、定年引上げに関する各種情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思の確認をします。

定年引上げのイメージにつきましては、17ページに示す図のような流れになりますので、御確認ください。

また、令和4年度定年退職者と令和4年度再任用職員につきましても、18ページ上段にイメージ図を記載しておりますので、御確認ください。

7の給与水準につきましては、国と同様、61歳以降の給料月額は、60歳時の給料月額の7割とします。また、役職定年により副参事級の5級に降格となった職員について、7割水準を担保するため、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給します。

ページの中段以降に給料月額7割水準のイメージを掲載していますので、御確認ください。

19ページをお願いいたします。

8の退職手当につきましては、定年引上げ後に非違なく退職する場合は、当分の間、退職事由を「定年」として算定します。併せて、給料月額が7割水準となった後に退職する場合は、「ピーク時特例」を適用します。

これは、給料月額が7割水準のまま退職手当を計算するのではなく、60歳到達年度まではそのときの給料月額で計算し、その金額に、定年引上げ部分の7割水準で計算した金額を合算するというものです。

また、定年引上げに併せて、早期退職制度の内容を国の水準に改めます。

ピーク時特例と早期退職制度のイメージを記載しておりますので、御確認ください。

以上が、定年引上げの概要となります。

詳細につきましては、条例ごとに新旧対照表で御説明いたしますが、改正内容が多岐

にわたりますことから、主な改正箇所のみポイントを絞って御説明いたします。

それでは、21ページ、22ページをお願いいたします。

初めに、議案第14号について御説明いたします。

主な改正点は、まず、本条例に条文を整理するための目次と章の区分を設ける改正を行うものであります。

第1章では、地方公務員法の一部改正に伴う条文を整理する改正を行います。

そして、第2章の第3条で職員の定年を60歳から65歳と改正します。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3章では、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年制を導入し、第7条で管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めます。そのほか、60歳以降の管理監督職勤務上限年齢による降任について、基準や特例等について定めるものであります。

29、30ページをお願いいたします。

第4章では、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものであります。

31ページ以降は、附則において、段階的に定年を引き上げるための経過措置、定年を迎える職員への情報提供及び意思確認、経過措置期間中の現行再任用制を暫定再任用制として規定すること等について定めるものであります。

なお、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定め、条例の施行日は、令和5年4月1日となります。

それでは、飛びまして、47ページ、48ページをお願いいたします。

次に、議案第15号について御説明いたします。

主な改正点は、退職手当の基本額等に係る特例を設けるとともに、早期退職制度については、割増率等を国の水準に合わせる改正を行うものであります。

69ページ、70ページをお願いいたします。

附則第8項と第9項は、令和5年4月1日以降、当分の間、改正前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は、退職理由を定年退職とみなして算定することを規定しております。

また、附則第10項の規定は、60歳に達して給料月額が7割水準になった場合も、役職定年による降任により給料月額が減額される場合も、ピーク時特例が適用され、本格的には60歳で定年する場合に比べて不利益にならないよう整備するものであります。

附則第14項、第15項では、早期退職制度について、現行制度では、勤続25年以上、対象年齢50歳以上の者が退職した場合には、定年前の残年数1年につき退職日の給料月額を2%割増して基本額を算定していたものを、国の水準である勤続年数は20

年以上、対象年齢は45歳以上に、定年前の残年数に対する割増率を年3%、定年前1年の割増率は2%に改正するものであります。

なお、附則において、条例の施行日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を定めるものとしております。

73ページ、74ページをお願いいたします。

次に、議案第16号について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の一部改正あるいは廃止について、一括条例として制定するものであります。

初めに、第1条の御殿場市・小山町広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴う条文の整理を行うものであります。

75、76ページをお願いいたします。

第2条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正は、条文の整理とともに、公営的法人等に派遣できる職員に、特例により管理監督職の期間を延長された職員を追加するものであります。

77ページ、78ページをお願いいたします。

第3条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、職員の減給処分の効果について改正するものであります。

79ページ、80ページをお願いいたします。

第4条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、条文の整理とともに定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う改正であります。

83ページ、84ページをお願いいたします。

第5条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業及び育児短時間勤務を取得することができない職員に、特例により管理監督職の期間を延長された職員を加えるとともに、主に定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い改正するものであります。

85ページ、86ページをお願いいたします。

第6条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正は、文言及び条文の整理とともに、主に定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う改正と、附則において、定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を定めるものであります。

101ページ、102ページをお願いいたします。

第7条の御殿場市・小山町広域行政組合職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の一部改正は、主に管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う降任、降給、降格等につ

いて定めるものであります。

103ページ以降は、附則において、条例の施行日を令和5年4月1日とし、併せて現行再任用職員制を廃止することに伴う、定年引上げ期間中における現行再任用職員制の経過措置について定めるものであります。

以上で、議案第14号、第15号、第16号の内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

次に、議案第15号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

次に、議案第16号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第16号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第11 議案第17号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第12 議案第18号、「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第17号及び議案第18号につきまして、一括して御説明いたします。

資料1 議案書の32ページから37ページが議案第17号、38ページから41ページまでが議案第18号となっております。

本2案は、令和4年人事院勧告を受け、広域行政組合一般職の職員の給料の水準、及び期末・勤勉手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

それでは、給与改定の概要につきまして御説明いたしますので、資料2 議案資料の108ページをお願いいたします。

1の給料表の改定ですが、人事院勧告に基づき、一般職員の給料表の水準を、初任給及び若年層の給料月額を中心に引き上げます。

具体的には、大卒試験に係る初任給を3,000円、高卒・短卒試験に係る初任給を4,000円引き上げ、これらを踏まえ、20歳代から30歳代前半の職員を中心に給料月額を引き上げます。

給料表の平均改定率は0.22%の増となります。会計年度任用職員の給料表は、一般職員と同様の改定率で引き上げます。

改定する給料表の適用日につきましては、一般職員の給料表は令和4年4月1日から、会計年度任用職員の給料表は、令和5年4月1日からの適用とします。

次に2の期末・勤勉手当支給割合の改定ですが、人事院勧告に基づき、表の改定率の欄に記載のとおり、一般職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員の勤勉手当を0.05月分、それぞれ引き上げます。

引上げの時期につきましては、今年度は12月期において一括で引き上げ、令和5年度以降は、今年度引上げ分を6月期と12月期に2分の1ずつ振り分けます。

なお、会計年度任用職員につきましては、期末手当のみの支給であることから、今回、支給割合の改定はありません。

3の年間給与支給総額等ですが、今回の給与改定による年間給与支給総額は、全体で約950万円の増額となります。

30歳代前半までの職員一人あたりは平均で約6万2,000円、30歳代後半以降の職員では、一人あたりで平均約4万4,000円の増額となります。

以上が、給与改定の概要となります。

改正内容の詳細につきましては、条例ごとに新旧対照表で御説明いたします。

初めに、議案第17号について御説明いたしますので、109ページ、110ページをお願いいたします。

第1条関係の第19条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるよう改めるものです。

111ページ、112ページをお願いいたします。

別表第1、一般職員の給料表の改正ですが、20歳代から30歳代前半の職員を中心に給料月額を引き上げるため、1級から5級までの若い号給の給料月額を改めるものとなっております。

117ページ、118ページをお願いいたします。

第2条関係の第19条第2項第1号及び第2号は、第1条関係で引き上げた勤勉手当支給割合を、6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

附則の第1項は、第1条の改正規定を公布の日から、第2条の改正規定を令和5年4月1日から施行することを定めております。

第2項は、第1条の改正規定のうち、給料表の改正は令和4年4月1日に遡及して適用し、勤勉手当支給割合の改正は、令和4年12月1日から適用することを定めております。

第3項は、引上げ差額分を支給するための内払規定です。

第4項は、規則への委任規定となっております。

次に、議案第18号について御説明いたしますので、119ページ、120ページをお願いいたします。

別表第1 会計年度任用職員の給料表の改正は、現行の給料表を、一般職員の給料表の改定率と同様に改めるものとなっております。

121、122ページをお願いいたします。

附則は、この改正を令和5年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第17号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第17号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

次に、議案第18号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第18号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 菅 沼 芳 徳

署名議員 鈴 木 豊

署名議員 渡 辺 悦 郎